

通達甲（生．総．営1）第1号
令和2年3月18日
存続期間

各所属長殿

生活安全部長

許可等事務管理システム運用要綱の制定について

〔沿革〕 令和4年3月 通達甲（副監．生．環．銃）第4号改正

このたび、別添のとおり、許可等事務管理システム運用要綱を制定し、令和2年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、次の通達は廃止する。

- 1 風俗営業等情報管理業務運用要綱の制定について（平成17年9月5日通達甲（生．保．営）第7号）
- 2 古物営業等許可情報管理支援システム運用要綱の制定について（平成18年1月30日通達甲（生．総．営2）第1号）
- 3 警視庁銃砲刀剣類管理業務運用要綱の制定について（平成21年12月10日通達甲（生．環．銃）第5号）
- 4 探偵業者管理システム運用要綱の制定について（平成22年6月17日通達甲（生．総．営3）第5号）

別添

許可等事務管理システム運用要綱

第1 目的

この要綱は、生活安全警察に係る許可等事務（以下「許可等事務」という。）に関する情報を一元的に管理する許可等事務管理システム（以下「許可等システム」という。）の適正かつ効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

許可等システムの運用については、警視庁情報セキュリティに関する規程（平成26年5月27日訓令甲第22号）、警視庁情報管理システム運用要

網（平成18年4月14日通達甲（副監. 総. 情. 企1）第8号。以下「情報管理システム運用要綱」という。）、警視庁情報セキュリティ対策実施要綱（平成26年5月27日通達甲（総. 情. セ1）第9号。以下「情報セキュリティ対策実施要綱」という。）等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 情報の分類及び管理

許可等システムにおいて取り扱う情報の分類は、情報セキュリティ対策実施要綱別表第3に規定する機密性中、完全性高及び可用性高とし、その管理は、当該分類に応じた基準に従い、適正に行わなければならない。

第4 運用業務及び運用所属

- 1 警備業、質屋営業、古物営業及び探偵業に関する業務
生活安全総務課及び各警察署を運用所属とする。
- 2 銃砲等又は刀剣類及び火薬類に関する業務
生活環境課及び各警察署を運用所属とする。
- 3 風俗営業に関する業務
保安課及び各警察署を運用所属とする。
- 4 インターネット異性紹介事業及び特定異性接客営業に関する業務
少年育成課及び各警察署を運用所属とする。
- 5 インターネット端末利用営業に関する業務
サイバー犯罪対策課及び各警察署を運用所属とする。

第5 管理運用体制

- 1 対象業務管理者
生活安全総務課長は、対象業務管理者（情報管理システム運用要綱に定める対象業務管理者をいう。）として、許可等システムの総合的な管理及び運用に当たるとともに、そのアクセスの範囲を適切に定め、関係所属長に通知するものとする。
- 2 運用管理責任者等の指定
運用所属の長は、所属における許可等システムの管理及び運用の責めに任じ、その適正を図るため、次のとおり指定した者を指揮監督するものとする。

区分	警察署	警察署以外の所属	任務
運用管理責任者	副署長(島部警察署にあっては次長)	庶務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	許可等システムの管理及び運用の調整に関すること。

運用管理者	生活安全を担当する課長(島部警察署にあっては次長)	業務を担当する課長代理又はこれに相当する職にある者	許可等システムの管理及び運用に關し必要なこと。
運用管理補助者	生活安全を担当する課長代理(島部警察署にあっては生活安全を担当する係長)	業務を担当する係長又はこれに相当する職にある者	運用管理者の任務の補佐及び許可等システムの適正な運用に關すること。

3 アクセス権者の指定

運用所属の長は、生活安全総務課長が定めるアクセスの範囲内で、許可等システムのアクセス権者を指定するものとする。

第6 事故発生時における通報

運用所属の長(生活安全総務課長を除く。)は、許可等システムの運用に關し、情報管理システム運用要綱第19の1の事故が発生した場合は、直ちにその概要を生活安全総務課長(防犯営業第一係経由)に通報するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、許可等システムの運用に關し必要な事項は、生活安全総務課長が定めるものとする。